

(事例53) 47歳男性、製品管理業務、特発性間質性肺炎のため超過勤務・出張・外勤の禁止

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	
1. 対象者のプロフィール 1) 年齢、既往歴 49歳 特になし 2) 業種、作業内容 内勤 商品の受発注		
2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 胸部レントゲン上の異常陰影 → 精査の結果特発性間質性肺炎		
3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 超過勤務禁止、出張禁止、外勤禁止		
4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など) 間質性肺炎は進行性の疾患であり、感染などをきっかけに急激に増悪していくこともあるため、過労や長距離移動は避けるべきと判断され就業制限がかけられていた。そのため今年度も同様の就業制限を継続することとした。		
5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可) ① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため ② 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合		
6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい 医学的根拠は定かではないが、規則正しい生活リズムを維持する上で必要と思われたため、過去からの就業制限を継続とした。		